

空き家の 改修費用を 補助します！

(空き家改修補助金)

住まいは大事じゃ！



対象者

県外から、和歌山県内の移住推進市町村（地域）への移住にあたり空き家を改修しようとする方

※申請者は移住者または空き家所有者のいずれか

※移住推進市町村（地域）

海南市（大崎、塩津）、紀美野町、紀の川市（鞆渕、奥安楽川、細野、麻生津）、かつらぎ町（天野、新城、四郷、御所、山崎、花園、志賀、三谷）、九度山町、高野町、湯浅町、広川町（津木）、有田川町（金屋、清水）、美浜町（三尾）、由良町、印南町、みなべ町（清川、高城）、日高川町、田辺市（旧田辺市街地を除く）、白浜町（日置川）、すさみ町、新宮市（熊野川、高田）、那智勝浦町、古座川町、北山村、串本町

対象経費

空き家の改修工事にかかる経費の2/3（上限80万円）

居住に関して必要最低限の改修工事に限ります。

【対象外例】

- 障子、ふすま、畳表の張替など軽微な工事
- 増築工事
- 別棟の物置や外構工事
- 現状使用に問題は生じていない箇所の工事
- クーラー等家電や家財道具の設置
- 事業の目的に用いる箇所の工事

など

詳しくは、県移住定住推進課にご相談ください！

補助条件

- ① 改修前の段階で申請すること。
→改修中・後に申請することはできません、必ず改修前に申請して下さい。
- ② 特定の不動産会社（住宅協力員）に売買または賃貸借契約の仲介に入ってもらうこと。
→住宅協力員が仲介に入らずに売買・賃貸借契約をした空き家では申請することはできません。
- ③ 空き家のインスペクション（建物状況調査）を実施していること。
- ④ 移住推進市町村の支援を得ること。
→①～③の条件に当てはまるためにも、まずは市町村窓口にご相談してください！

申請～補助金受給までの流れ

- ① 市町村に移住相談と補助金を活用したい旨の相談をする。
- ② 売買又は賃貸する空き家が決まる。
- ③ 売買契約又は賃貸借契約を締結する。
（注）特定の不動産会社の契約仲介が必要です。必ず市町村に相談を！
- ④ 改修費用の見積もりを添付し、補助金の交付申請をする。
- ⑤ 補助金の交付決定通知を受け取る。
- ⑥ 改修工事を行う。
（注）領収書は必ず保管
- ⑦ 領収書を添付して、実績報告をする。
（注）毎年2/15が実績報告の提出期限です。必ず期日までに改修工事、住民票の移転を完了してください。期日が過ぎた場合、補助金は支給されません。
- ⑧ 額の確定通知を受け取る。
- ⑨ 請求書を送付する。
- ⑩ 補助金が支給される。

☆ 予算額に到達次第、終了となります。

お問い合わせ

和歌山県移住定住推進課 移住交流推進班
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL 073-441-2930